

平成30年度

名古屋市福祉人材育成支援助成事業

従業者のキャリアアップに資するもの（事業所の指定を受けているサービスに関係するものに限る。）で、事業所が負担した試験受験料や研修受講料の4分の3を、事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで助成します。

1 対象となる試験及び研修(対象経費)

以下の試験受験料や研修受講料が対象です。対象となる従業者は、入所者（利用者）に対して、直接的な介護に従事している方です。

社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験、介護支援専門員実務研修受講試験、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員更新研修、介護支援専門員専門研修、介護支援専門員再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、介護職員初任者研修、実務者研修、ユニットリーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、**精神科訪問看護基本療養費算定要件研修**、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、同行援護従業者養成研修、全身性障害者移動介護従業者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、名古屋市移動支援事業従業者養成研修。

※受験対策講座や、参考図書、交通費、宿泊費、飲食費については対象外です。

※平成30年度から、太字の研修を対象に追加しました。

※平成30年度から、喀痰吸引等研修（第1号・第2号・第3号）は、本市の助成事業から対象外となりました。愛知県が行っている「愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従業者確保分）」の内の研修受講支援事業費補助金をご利用ください。（愛知県地域福祉課 電話052-954-6814 ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiikifukushi/kikinnjigyo.html>）

2 助成金額（助成限度額）

事業所が負担した対象経費に4分の3を掛けた金額（事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで）を助成します。



サービス種別	助成限度額
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、介護予防支援 障害福祉サービスの居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護を含む。）	100,000 円
地域密着型サービス（各種）、特定施設入居者生活介護	150,000 円
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設	200,000 円

※それぞれのサービス種別において、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含みます。

3 注意事項

- 事業を実施する 10 日前までに申請書類一式を提出してください。（申請を受理し交付を決定するまで、事務手続きに 10 日程度必要であり、交付決定後に行った事業が助成の対象です。）
- 平成 31 年 3 月 31 日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請いただけます。
- 申請書は、事業所ごとに作成してください。
- 助成限度額に達するまでは、何度でも申請できます。
- 対象経費は、受験料、受講料です。
受験対策講座費、参考図書費、交通費、宿泊費、飲食費などについては、助成対象外です。
- ★申請書類のダウンロード、記入例については、
NAGOYAかいごネット
(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>) を
ご覧ください。



4 申請書提出先・問い合わせ先

サ ー ビ ス 種 別	申請書提出先 問い合わせ先
訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・居宅介護支援・介護予防支援・地域密着型サービス（各種）・特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設 ※介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含む。	健康福祉局介護保険課 電話：972-2537
居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護を含む。） ※障害福祉サービス単独で指定を受けている事業所のみ	健康福祉局障害者支援課 電話：972-2558

名古屋市福祉人材育成支援助成事業

～NAGOYA かいごネット掲載ページのご案内～

(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>)

こちらをクリックしてください。



こちらをクリックしてください。





「平成 30年度福祉人材育成支援助成事業について」をクリックすると、本事業をご案内するページが掲載されますので、ご覧ください。

○様式はこのページから、ダウンロードしてください。

平成 29 年度の様式とは異なります。必ず新様式を使用してください。

○記入例も掲載しており、記入にあたっての注意事項を記載しておきます。書類作成の際には必ずご確認ください。

ケアマネジャー向け研修会の実施について

1 趣旨

高齢者の自立支援・重度化防止等に資する取組として、ケアマネジメントの質のより一層の向上を図ることを目的に、ケアマネジャー向け研修会を実施します。

2 内容

(1) 説明事項（予定）

- ア ケアマネジメントについて
- イ 総合事業について
- ウ 障害福祉サービスの概要について
- エ ダブルケアについて
- オ その他

(2) 実施時期

平成 30 年 9 月 20 日（木）13:00～16:15（予定）

※ 詳細は NAGOYA かいごネットにアップロードする開催案内でご確認ください。

(3) 実施場所

鯉城ホール

名古屋市中区栄一丁目 23 番 13 号 伏見ライフプラザ内
（地下鉄東山線・鶴舞線 伏見駅 徒歩 7 分）

(4) 対象事業所

市内に所在する居宅介護支援事業所、いきいき支援センター

(5) 注意事項

- ・席に限りがあるため、出席可能人数は1事業所1名（厳守）とさせていただきます。
- ・事業所への通知による案内は行いませんので、出席希望者は、NAGOYA かいごネット（事業者向け、事業者指導ページ）より出席票を取得し、出席票を記入の上、当日持参してください。（出欠に関する事前連絡は不要です。）
- ・会場に駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

問い合わせ先
名古屋市健康福祉局介護保険課指導係
電話：052-972-2594

介護職員等のキャリア形成に向けた研修一覧（平成30年度）

テーマ	研修名	新任職員レベル	中堅レベル	主任・リーダーレベル	管理職レベル	上級管理者レベル (経営者・トップマネージャー)
知識・技能の習得 福祉サービスの基本理念	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 介護保険制度研修	●				
	高齢者日常生活支援研修	●				
	小規模介護事業所・復職者支援研修	●	●			
	認知症介護基礎研修	●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 対人援助技術研修	●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 介護記録研修	●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 精神障害研修	●	●			
	【高齢・障害福祉職員研修】 医療知識研修（高齢）	●	●			
	【高齢・障害福祉職員研修】 薬学基礎知識研修	●	●			
	【高齢・障害福祉職員研修】 口腔ケア研修	●	●			
	【高齢・障害福祉職員研修】 排泄ケア研修	●	●			
	【高齢・障害福祉職員研修】 ターミナルケア研修	●	●			
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 ターミナルケア研修	●	●			
	【高齢・障害福祉職員研修】 接遇・マナー研修	●	●			
	【高齢・障害福祉職員研修】 普通救命研修Ⅰ～Ⅳ	●	●			
	【高齢・障害福祉職員研修】 介護技術研修（体位変換・移乗）	●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 介護技術研修（入浴介護）	●				
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 医学基礎知識研修	●	●			
	ホームヘルパー現任研修（障害の理解）	●				
業務課題の発見・ 解決と実践	認知症対応型サービス事業開設者研修					●
	【ユニットケア研修】 ユニットケア施設管理者研修				●	
	認知症介護実践者研修 ☆		●			
	認知症介護実践リーダー研修 ☆			●		
	【ユニットケア研修】 ユニットリーダー研修			●		
	認知症対応型サービス事業管理者研修				●	
	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修		●	●		
	【高齢・障害福祉職員研修】 タイムマネジメント研修	●	●			
多職種・ 地域協働	認知症介護指導者養成研修 ☆			●	●	
	【高齢・障害福祉職員研修】 他職種連携研修	●	●			
メンタルヘルス セルフマネジメント	【高齢・障害福祉職員研修】 新任職員基礎研修	●				
	【高齢・障害福祉職員研修】 メンタルヘルス研修				●	
	【高齢・障害福祉職員研修】 アンガーマネジメント研修	●	●			
リスクマネジメント	【高齢・障害福祉職員研修】 防災研修				●	
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 サービス提供責任者業務研修		●	●		
人材育成	【高齢・障害福祉職員研修】 スーパービジョン基礎研修	●	●			
	【高齢・障害福祉職員研修】 スーパービジョン研修	●	●			
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 スーパービジョン研修			●		
	【高齢・障害福祉職員研修】 人材育成研修			●	●	
	【高齢・障害福祉職員研修】 フアンリテーション研修			●		
組織運営管理	【高齢・障害福祉職員研修】 人材確保研修				●	
	【高齢・障害福祉職員研修】 労務管理研修				●	
	【高齢・障害福祉職員研修】 会計基礎研修Ⅰ				●	●
	【高齢・障害福祉職員研修】 会計基礎研修Ⅱ				●	●
	【高齢・障害福祉職員研修】 予算・決算対策研修				●	●
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 採用・面接研修				●	●
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 外国人就労受入研修				●	●
	【その他】 経営者・施設長セミナー				●	●
	【高齢・障害福祉職員研修】 権利擁護研修		●	●	●	
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 新規職員向けサロン	●				
職員同士の交流	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 介護職員向けサロン	●	●	●		
	【名古屋市介護職員キャリアアップ研修】 中堅職員向けサロン		●	●		

☆：加算に關係する研修

<各研修の内容については下記ホームページでご確認ください。>

- ・ユニットケア研修 <http://www.unit-care.or.jp/>（日本ユニットケア推進センター）
<http://www.suishinkyo.net/>（推進協議会）
- ・上記以外の研修 <http://care-net.biz/23/zaitakunet/ex04-1.php>（名古屋市社会福祉協議会）



平成30年度 名古屋市 高齢者日常生活支援 研修

テキスト代 500 円のみで参加できます！

名古屋市では、「支援を必要とする高齢者の方々」に「掃除」「買い物」等をお手伝いする「生活支援サービス」を提供することで、住みなれた地域での自立した生活を応援していきたいと考えています。「高齢者日常生活支援研修」は、その生活支援サービス提供の担い手として活動していただく方々を養成するための研修です。



研修では

- 「生活支援の方法」についての演習
 - 「医学や認知症に関する知識」についての講義
 - 介護サービスの現場の見学
- を通じて生活支援に必要な知識を学んでいただけます。



あなたも困っている高齢者の為に 生活支援の担い手となり、地域で活躍しませんか？

- 対象：名古屋市在住・在勤者（介護資格のない方）、名古屋市内在住（名古屋市内で働く予定の方）
- 日程：平成30年7月～平成31年3月 ※3日間の研修です。修了後、名古屋市より修了証を発行します。
- 定員：30名程度×16コース開催 ※定員超えの場合抽選。結果はお知らせします。
- 参加費：無料（テキスト代500円）
- 場所：名古屋市内各所
- 当日持ち物：筆記具/昼食/テキスト代(500円)
- 裏面申込書にて、FAXまたは郵送でお申し込みください。

※詳細は裏面参照ください。

主 催：名古屋市（健康福祉局介護保険課）
受託法人：特定非営利活動法人 なごや福祉ネット
（事務局 特定非営利活動法人かくれんぼ内）
お問合せ：tel：052-918-7410 fax：052-918-7411
ホームページ：www.nagoya-nss.jp/



平成30年度 名古屋市高齢者日常生活支援研修 研修日程

※基本的に各回のコースを
またいで受講はできません。

開催 コース	全3日間の研修※すべて出席し研修終了					※受講日変更やキャンセルは申込締切までをお願いいたします。	
	1日目 9時～17時	2日目【施設見学】 希望日を選択してください ※見学施設は研修1日目にお知らせします。			3日目 9時～17時	申込 締切	研修会場
1回	7/2(月)	7/3(火)	7/4(水)	7/5(木)	7/9(月)	6/18(月)	愛知県産業労働センター ウィンクあいち (中村区名駅4丁目4-38) 名古屋駅
2回	7/21(土)	7/22(日)	7/23(月)	7/24(火)	7/28(土)	7/7(土)	ソーネおおぞね(北区山田2丁目11-62 大曽根住宅1棟) JR大曽根駅、地下鉄上飯田駅、地下鉄平安通駅
3回	8/3(金)	8/4(土)	8/5(日)	8/6(月)	8/10(金)	7/27(金)	名古屋国際会議場(熱田区熱田西町1-1) 地下鉄日比野駅、地下鉄西高蔵駅
4回	8/22(水)	8/23(木)	8/24(金)	8/25(土)	8/29(水)	8/8(水)	南医療生協病院(緑区大高町平子36) JR南大高駅
5回	9/5(水)	9/6(木)	9/7(金)	9/8(土)	9/12(水)	8/22(水)	オフィスパーク丸の内(中区丸の内 1丁目4番12号アレックビル1階) 地下鉄丸の内駅
6回	9/23(日)	9/24(月・祝)	9/25(火)	9/26(水)	9/30(日)	9/9(日)	あいち福祉医療専門学校(熱田区金山町1丁目7-13) 金山総合駅
7回	10/7(日)	10/8(月・祝)	10/9(火)	10/10(水)	10/14(日)	9/23(日)	名古屋市立大学桜山キャンパス(瑞穂区瑞穂町川澄1) 地下鉄桜山、市バス市立大学病院
8回	10/16(火)	10/17(水)	10/18(木)	10/19(金)	10/23(火)	10/2(火)	名古屋市総合社会福祉会館(北区清水4丁目17-1) 地下鉄黒川駅、市バス北区役所
9回	11/6(火)	11/7(水)	11/8(木)	11/9(金)	11/13(火)	10/23(火)	みなと医療生活協同組合(熱田区五番町3-6) 地下鉄六番町駅
10回	11/18(日)	11/19(月)	11/20(火)	11/21(水)	11/25(日)	11/4(日)	中京大学(昭和区八事本町101-2) 地下鉄八事駅
11回	12/5(水)	12/6(木)	12/7(金)	12/8(土)	12/12(水)	11/21(水)	コープあいち生協生活文化会館(千種区稲舟通1-39) 地下鉄本山駅
12回	12/16(日)	12/17(月)	12/18(火)	12/19(水)	12/23(日)	12/2(日)	あいち福祉医療専門学校(熱田区金山町1丁目7-13) 金山総合駅
13回	1/13(日)	1/14(月・祝)	1/15(火)	1/16(水)	1/20(日)	12/25(火)	名古屋市立大学桜山キャンパス(瑞穂区瑞穂町川澄1) 地下鉄桜山、市バス市立大学病院
14回	1/24(木)	1/25(金)	1/26(土)	1/27(日)	1/31(木)	1/10(木)	中日ビル貸会議室(名古屋市中区栄四丁目1番1号) 地下鉄栄駅
15回	2/10(日)	2/11(月・祝)	2/12(火)	2/13(水)	2/17(日)	1/27(日)	愛知県産業労働センター ウィンクあいち (中村区名駅4丁目4-38) 名古屋駅
16回	2/26(火)	2/27(水)	2/28(木)	3/1(金)	3/5(火)	2/12(火)	IMYホール(東区葵3-7-14) 地下鉄千種駅、地下鉄車道駅

申込書

希望回	第 回	【2日目】施設見学 3日間の中から選択し記入してください。 ※希望回の設定日内で選択してください。	月 日 ()	※午前・午後どちらかにチェック	
フリガナ				午前9:00～12:00	午後13:00～16:00
氏名		生年月日	電話番号		
		S・H 年 月 日	FAX		
住所	〒 ー				

【個人情報の取扱いについて】お客様が記入された個人情報は、資料送付、電話連絡、事業所方のお知らせ送付などの目的で利用・保管し、第三者に開示・提供することはありません。

お申込みは郵送

またはFAX

郵送先：〒462-0047 名古屋市北区金城町4-47 (NPO法人かくれんぼ内)

NPO法人なごや福祉ネット 担い手事務局

FAX：052-918-7411

名古屋市内の小規模介護事業所・復職者のみなさまへ

平成 30 年度名古屋市主催 初心者向け介護技術研修

受講料
無料

介護の初心者集まれ！

受講者の声 No.1

不安だった
自分のケアに
自信がもてました



受講者の声 No.2

見よう見まねで習得した
自己流のケア技術を
修正できました



受講者の声 No.3

「困ったな」
「どうしたらよいかな」と
悩んでいた気持ちが
軽くなりました



①はじめての介護コース

時 間	9:15 ～ 17:00	受講料	無料
内 容	介護従事者としての心がまえ ・介護の仕事について ・チームで働くときに大事なこと 基本の技術 ・ベッドの操作・ベッドメイキング ・声かけ・見守りの基本 ・立ち上がりと歩行介助の基本 ・車いすの使い方 ・ふりかえり など		

②介護技術コース

時 間	9:15 ～ 17:00	受講料	無料
内 容	介護従事者としての心がまえ ・個人の尊厳 ・接遇・マナーと虐待防止 ・介護職としての専門性とチームケア ・介護保険制度に基づくサービス提供 基本の技術 ・移乗介助 ・排泄介助 ・食事介助 ・ふりかえり など		

③認知症の理解とコミュニケーション技術コース

時 間	9:15 ～ 17:00	受講料	無料
内 容	介護従事者としての心がまえ ・個人の尊厳 ・接遇・マナーと虐待防止 ・介護職としての専門性とチームケア ・介護保険制度に基づくサービス提供 認知症の理解とコミュニケーション ・認知症の種類 ・行動・心理症状をどう理解するか ・関わりの大切なポイント ・事例から考える専門職としての声かけ・関わり ・ふりかえり など		

対 象 者 | 名古屋市に所在地のある介護保険事業所に従事する方（小規模介護事業所・復職者の方優先＊）

※昨年度受講された方も受講可能です。＊優先条件の詳細はお問合せ下さい。

申込方法 | FAX または下記ホームページからお申し込みください。

開催前月中旬までに受講の可否の連絡および「受講決定通知」を FAX にてお送りいたします。

・ FAX 送信先：052-242-3020（研修事務局：日本福祉大学 社会福祉総合研修センター）

・ ホームページ：http://www.netnfu.ne.jp/kensyu/

※応募者多数の場合には、事業所の規模（小規模事業所等を優先）、介護関係業務への就業期間（就業3年未満、再就職者等を優先）、1事業所からの申込み数等を条件に抽選します。抽選条件の詳細は、別途、お問い合わせ下さい。

※定員に空きがある場合、申込み受付期間以降もお申込みを受け付けます。詳しくは研修事務局までお問合せ下さい。

本事業は平成30年度名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修事業として実施するものです。

①はじめての介護コース 各回定員 20 名

研 修 日	会 場	申込締切日
6 月 21 日Ⓐ	日本福祉大学 名古屋キャンパス 「鶴舞」駅 徒歩 2 分	5 月 10 日Ⓐ
7 月 5 日Ⓐ	ウインクあいち 「名古屋」駅 徒歩 5 分	6 月 10 日Ⓐ
9 月 21 日Ⓐ	ウインクあいち 「名古屋」駅 徒歩 5 分	8 月 10 日Ⓐ

②介護技術コース 各回定員 40 名（名古屋都市センターのみ 30 名）

研 修 日	会 場	申込締切日
6 月 29 日Ⓐ	名東区役所講堂 「本郷」駅 徒歩 3 分	5 月 10 日Ⓐ
7 月 18 日Ⓐ	名古屋港ポートビル 「名古屋港」駅 徒歩 5 分	6 月 10 日Ⓐ
8 月 3 日Ⓐ	名古屋都市センター 「金山」駅 南口すぐ	7 月 10 日Ⓐ
9 月 28 日Ⓐ	ウインクあいち 「名古屋」駅 徒歩 5 分	8 月 10 日Ⓐ
10 月 5 日Ⓐ	名古屋企業福祉会館 「大須観音」駅 徒歩 4 分	9 月 10 日Ⓐ
10 月 17 日Ⓐ	ウインクあいち 「名古屋」駅 徒歩 5 分	
11 月 21 日Ⓐ	ウインクあいち 「名古屋」駅 徒歩 5 分	10 月 10 日Ⓐ
12 月 7 日Ⓐ	日本福祉大学 名古屋キャンパス 「鶴舞」駅 徒歩 2 分	11 月 10 日Ⓐ
12 月 19 日Ⓐ	日本福祉大学 名古屋キャンパス 「鶴舞」駅 徒歩 2 分	
1 月 19 日Ⓐ	日本福祉大学 名古屋キャンパス 「鶴舞」駅 徒歩 2 分	12 月 10 日Ⓐ

③認知症の理解とコミュニケーション技術コース 各回定員 40 名

研 修 日	会 場	申込締切日
6 月 26 日Ⓐ	ウインクあいち 「名古屋」駅 徒歩 5 分	5 月 10 日Ⓐ
7 月 25 日Ⓐ	日本福祉大学 名古屋キャンパス 「鶴舞」駅 徒歩 2 分	6 月 10 日Ⓐ
9 月 6 日Ⓐ	ウインクあいち 「名古屋」駅 徒歩 5 分	8 月 10 日Ⓐ
10 月 26 日Ⓐ	日本福祉大学 名古屋キャンパス 「鶴舞」駅 徒歩 2 分	9 月 10 日Ⓐ
11 月 17 日Ⓐ	日本福祉大学 名古屋キャンパス 「鶴舞」駅 徒歩 2 分	10 月 10 日Ⓐ
12 月 4 日Ⓐ	日本福祉大学 名古屋キャンパス 「鶴舞」駅 徒歩 2 分	11 月 10 日Ⓐ



より研修効果を上げるためには…

研修後に研修内容を職場で共有することがポイントです！



初心者向け介護技術研修受講申込書

FAX 052-242-3020

参加希望コース	はじめての介護 ・ 介護技術 ・ 認知症の理解とコミュニケーション技術					
参加希望日	月 日					
法人名						
事業所名						
事業所種類					事業所利用定員	名
事業所住所	〒					
事業所 TEL・FAX	TEL			FAX		
担当者名	※研修に関わるご連絡をさせて頂く場合があります					
本事業について何を見て知りましたか 郵便送付 (チラシ) ・ FAX 送付 (チラシ) ・ NAGOYA かいごネット HP 日本福祉大学社会福祉総合研修センター HP ・ その他 ()						
受講者・受講理由 ※…記入必須項目						
フリガナ* 氏 名	* 性別	* 介護に関する資格の有無 (資格名称)	* 現在の介護事業所への就職年月 例) 2017 年 2 月	* 他の介護事業所での介護経験の有無	直前の介護事業所の退職年月 例) 2016 年 11 月	介護業務総従事年数 例) 2 年 1 ヶ月
		有 () ・ 無	年 月	無 ・ 有	他での経験有の方 年 月	他での経験有の方 年 ヶ月
受講理由 (受講者本人が記入)						
		有 () ・ 無	年 月	無 ・ 有	他での経験有の方 年 月	他での経験有の方 年 ヶ月
受講理由 (受講者本人が記入)						
		有 () ・ 無	年 月	無 ・ 有	他での経験有の方 年 月	他での経験有の方 年 ヶ月
受講理由 (受講者本人が記入)						
受講者へのメッセージ (受講者の上司や管理者の方などが記入)						
研修受講にあたり受講者に期待することを教えて下さい (記入者氏名 役職やお立場)						

ご記入いただいた個人情報は、本研修を適正かつ円滑に遂行するために使用し、それ以外の目的では利用しません。

研修事務局 (名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修事業委託団体)

日本福祉大学社会福祉総合研修センター

〒460-0012 愛知県名古屋市中区千代田5-22-35

TEL : 052-242-3069 FAX : 052-242-3020

Open 月～金 10:00～17:00 Close 土・日・祝

社会福祉総合研修センター



平成 30 年 8 月 22 日

関 係 各 位

名古屋市健康福祉局長

大規模災害時の「福祉避難所」の指定へのご協力をお願い

日頃は本市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
本市では、南海トラフ巨大地震を始めとする大規模災害への事前の備えとして、避難に際し配慮の必要な方（障害のある方、要介護・要支援認定のある方等）を対象とした「福祉避難所」の指定を推進しているところです。

福祉避難所は、身体等の状況や医療的ケアの面で、入院や介護保険施設への入所の必要性はないものの、小・中学校等の一般の指定避難所では、段差・トイレ等で生活に支障をきたす方に避難していただく施設です。

発災直後、一般避難所に避難していただいた後に、その方々の状況を確認したうえで移動していただく「二次的な」避難所と位置付けており、発災時の事業所の被災状況を確認しながら開設します。

福祉避難所につきましては、東日本大震災や平成 28 年熊本地震においても被災地の各地に設置されるなど（熊本市では 92 か所開設 585 名が避難）、要配慮者の避難支援対策の中でも重要な役割を担っています。

事業所の皆様におかれましては、福祉避難所の指定についてご検討くださいますようお願いいたします。

ご連絡をいただきましたら、個別に訪問しご説明させていただきます。

（参考）

指定福祉避難所数

118 か所（平成 30 年 4 月 1 日現在）

指定している主な事業所種別

（高齢福祉施設）通所介護事業所、特別養護老人ホーム（通所介護併設）等
（障害福祉施設）生活介護事業所、就労継続支援事業所等

【本件のお問い合わせ先】

名古屋市健康福祉局監査課調査係（武藤・乾）

TEL 052-972-2510 Fax 052-972-4150

E-mail: a2510@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

福祉避難所とは

高齢者や障害者等、通常の避難所生活において配慮を要する方を対象に開設される避難所であり、一般の指定避難所内に確保される「福祉避難スペース」と、そこでも避難生活が困難な方のための二次的避難所で、バリアフリー等の設備・体制が整った社会福祉施設等を利用して開設される「拠点的な福祉避難所」の2つがあります。

この資料で「福祉避難所」といった場合、後者の「拠点的な福祉避難所」の方を指します。

福祉避難所の指定基準

社会福祉事業を行う事業所のうち、次に掲げる基準を満たす施設を、法人ごとに事前に協定を締結し、福祉避難所として指定させていただきます。

- ① 土砂災害危険箇所区域外に位置すること
- ② 過去に浸水被害があった地域では、2 階以上に避難空間が確保できること
- ③ 耐震・耐火構造の建築物で、バリアフリー化がされていること
- ④ 避難者用スペースとして 20 m²（1 人当 2 m²として介助者を含め 10 人分）以上が確保できること

※ 福祉避難所を開設しながら通常事業を再開することは差し支えありません（再開にあたっては事業所管課にご相談ください。）。

※ 想定している事業所は、デイサービス等通所事業を行う施設であり、特別養護老人ホーム等併設施設の場合、入所者（緊急入所を含む）の処遇に支障がない範囲とします。

福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない方であって、避難所での生活において配慮を必要とする方とします。

要配慮者もまずは一般の避難所へ避難し、そこで福祉避難所の対象者を振り分けさせていただきます、福祉避難スペースでの避難生活が困難な方に福祉避難所へ避難していただきます。

対象者を介助する方も、対象者本人とともに福祉避難所に避難することができます（介助者は1 人までとし、要配慮者数には算入しません。）。

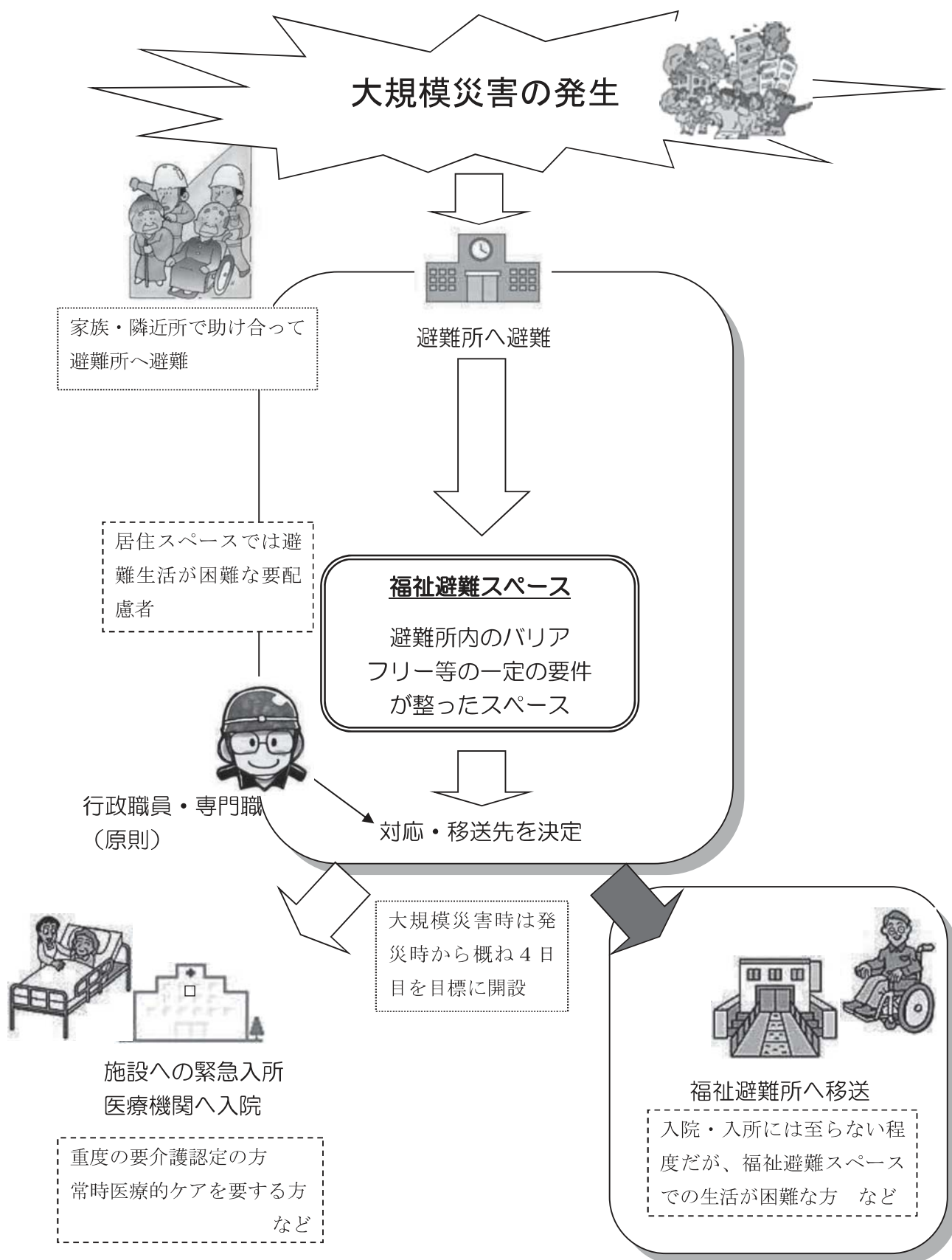
車いす利用者や一人での移動が困難な方など、小・中学校では段差があってトイレに行けないような方のために、ハード面で適している避難所に移ってもらうということを想定したもので、福祉避難所自体に対象者の介護をお願いするものではありません。

福祉避難所の事業内容

- ① **福祉避難所の設置、維持及び管理【夜間の宿直を含め1 人以上の配置】**
〔以下は個々の事業所の状況に応じて事前に取り決めます〕
- ② 被災した要配慮者の福祉避難所への移送（可能な範囲で）
- ③ 被災した要配慮者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整（要配慮者を概ね10 人受け入れ、相談員を1 人配置した場合に限る）
- ④ 食事の提供や生活必需品の支給

災害救助法が適用され、法による救助とみなされるものにかかる費用については、全額を市が負担します。

要配慮者の避難支援のイメージ





人間性豊かなまち 名古屋の実現を めざして

新なごや人権施策推進プラン(改訂版)のあらまし

名古屋市

人権

とは、一人ひとりの市民が個人としての生存と自由を確保し、幸福な社会生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利です。

一人ひとりの市民が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現していくためには、人権が調和的に行使され、市民相互の間でもともに尊重されること、すなわち「人権の共存」が達成されることが重要です。

「新なごや人権施策推進プラン」は、まちづくりの基本理念として「人間性の尊重」を掲げる名古屋市基本構想(昭和52年策定)のもと策定された市総合計画を人権の視点から補完するものであり、市政運営の基本理念である「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に向けて人権施策を総合的・計画的に推進していくための指針として策定されたものです。(平成23年3月策定、平成26年3月改訂)

基本理念

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚に
すぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざします。

基本的な視点

『基本理念』を実現するためのまちづくりの方向性

1 一人ひとりが大切にされる まちづくり

一人ひとりの人権が尊重され互いに人間としての尊厳を認めあい、すべての人が大切にされるまちづくりを推進します。

2 互いの個性を認めあい 支えあうまちづくり

誰もが、お互いの個性や価値観の違いを認めあい、支えあうまちづくりを推進します。

3 市民の参画と協働による まちづくり

人権の尊重と擁護にあたっては、一人ひとりの市民の主体的な参画と協働により、人権尊重のまちづくりを推進します。

計画期間

平成22年度から平成31年度までの10年間

推進体制と進管理

- 「名古屋市人権施策推進会議」を設置し、人権に関する諸施策の連絡調整および総合的な推進をはかります。
- 各人権施策については、所管する局区等での対応を基本として全庁的に推進します。また、「人権施策担当課長連絡会議」を設置し、関係施策等の連絡調整および情報交換を実施しています。
- 施策内容については、別途、実施計画を策定して人権施策推進会議等で定期的に点検し、取り組み状況を把握することで、適切な進管理を行います。

市の基本姿勢

1 人を 大切にする 施策の推進

あらゆる施策の実施において、人権尊重の理念を柱にすえた行政運営につとめ、人を大切にするという視点から施策を推進します。職員は、常に人権を尊重し、公共の福祉の担い手として、公正な判断と誠実な職務執行に努めます

2 市民が 主体となる 施策の推進

市民一人ひとりが人権について日常生活の中で主体的に考え、学び、行動することを尊重し、家庭、地域、学校、職場など、あらゆる場における自主的な市民活動や社会参加を支援します

3 総合的な 施策の推進

複雑化・多様化し、各分野にまたがった人権課題に対しても施策の効果的な連携をはかるなど、市政全般にわたって人権という視点から施策を総合的に推進します

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1 人権に関する教育・啓発

現状と課題

市民一人ひとりが、人権問題に関心を持ち、自らの問題として人権尊重について理解と認識を深め、主体的に考え、行動することが重要です。

また、市職員は、常に人権尊重の視点に立って業務をすすめていく意識が重要であり、人権に関する高い見識と人権を尊重し擁護する姿勢が強く求められています。

主な施策

- ・人権教育の推進
- ・人権啓発の推進

2 人権尊重のまちづくり

現状と課題

複雑化・多様化している市民生活に伴い、さまざまな分野にわたっている市民のまちづくりに対するニーズに的確に対応して、市民一人ひとりの人権が尊重され、生きがいと心の豊かさを感じるまち、誰もが安心して安全な生活を送ることができるまちをめざします。

また、都市基盤などのハード面の整備だけではなく、人と人とのふれあいや心の豊かさへの配慮など、ソフト面からの取り組みもすすめていく必要があります。

主な施策

- ・バリアフリーのまちづくり
- ・情報格差のないまちづくり
- ・地域で支えあうパートナーシップ、福祉と安全のまちづくり

誰もが安心して
安全な生活の
営めるまちを
めざして

早期解決のための 相談・支援を充実

3 人権に関する相談・支援

現状と課題

人権に関する相談は、侵害行為から被害者を救済するだけでなく、被害の回復を通じた被害者への支援や人権侵害の発生予防・拡大防止にもつながります。さらに、より本格的な救済手続きへの導入や他の適切な専門機関への紹介機能もあわせ持っています。

人権問題の複雑化・多様化により、相談内容もさまざまなことから、あらゆる人権相談に対して迅速で適切な対応ができる機能の充実が必要となっています。

主な施策

- ・相談・支援

男女共同参画社会の実現に向けて

① 女性

現状と課題

依然として、性差による不利益な取り扱いが職場・地域・家庭などで発生しているほか、配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害が増加しています。

また、高齢であること、障害があること、同和問題、外国人であることなど様々な困難を抱える人は、性別ゆえの生きづらさや重なり、より困難な状況に置かれています。

女性も男性もお互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において平等に参画できるよう取り組みを一層推進する必要があります。

- 主な施策
- ・男女平等参画の総合的な推進
 - ・女性の権利の尊重
 - ・男女平等・女性の自立のための意識改革
 - ・方針決定過程への女性の参画
 - ・雇用等における男女平等
 - ・家庭・地域における男女の自立と平等参画

子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて

② 子ども

現状と課題

近年、いじめや体罰、児童虐待などの問題に加え、インターネットの普及により、ネット上での悪質ないじめなどの新たな危険から子どもを守ることも必要となってきました。

いじめや児童虐待に対しては、子どもの安全確保を最優先に、家庭や地域、学校などの関係機関が連携して早期発見・早期対応につとめるなど、子育てを社会全体で支援していくことが重要です。

- 主な施策
- ・安心して子どもを生み育てることができる環境づくり
 - ・子どもが健やかに育つ環境づくり
 - ・虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護
 - ・人権教育・豊かな人間性を育む教育の推進

同和問題の

早期解決に向けて

⑤ 同和問題

現状と課題

最近では、インターネット上でのブライバイバイ被害や差別を助長する書き込み、不動産取引に係る土地調査や戸籍・住民票の不正取得による人権侵害など新たな問題も生じています。

さまざまな場や機会を通して、同和問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、他の人権分野の取り組みと連携し、総合的視点に立って人権尊重のまちづくりをすすめていく必要があります。

- 主な施策
- ・啓発活動の推進
 - ・学校教育および社会教育の充実
 - ・社会福祉の増進および保健衛生の向上
 - ・中小企業の啓蒙
 - ・生活習慣の改善
 - ・同和問題解決に向けての協力・支援

高齢者が安心して暮らせる社会の実現に向けて

③ 高齢者

現状と課題

高齢化が進展し、ひとり暮らしや認知症などで支援が必要な高齢者も年々増加しています。こうした高齢者が孤立することなく、地域社会とのつながりの中で安心して暮らせるよう、地域における相談・支援体制の整備など、的確な対応が重要です。

また、認知症など介護を必要とする高齢者への身体的・心理的・経済的虐待といった、人間の尊厳に関わる問題が起きています。

高齢者が生涯、健やかで安らぎのある人生を送ることができるよう、その主体的な生き方が十分尊重されることが重要です。

- 主な施策
- ・生きがいを感じられる生活への支援
 - ・地域で安心して暮らし続けるための支援
 - ・生活の場と住居の供給
 - ・介護サービスの供給体制の整備および質の確保

障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて

④ 障害者

現状と課題

障害のある人もない人も共に生きる社会を実現していくためには、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるように支援するとともに、障害者に対する社会的障壁を除去することが重要です。

障害者による自己決定、自己選択を尊重し、自ら望む暮らしを実現するための施策の充実が必要となっており、障害者が住み慣れた地域において自立した生活や社会参加ができるよう、総合的・体系的な施策の推進が重要です。

- 主な施策
- ・地域における生活の支援
 - ・重症心身障害児者への支援の充実
 - ・障害者の就労支援
 - ・意識のバリアフリーの推進
 - ・障害者の学習機会および特別支援教育の充実

さまざまな差別・偏見の解消に向けて

⑦ ささまざまな人権分野

現状と課題

このほかに、自衛隊・自衛隊員等、ホームレスの人、HIV感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者等、刑を終えて出所した人、婚外子・性同一性障害等の性的少数者、アイヌの人々への偏見や差別があります。また、北朝鮮当局による拉致問題等についても関心と認識を深めていくことが必要です。さらに、個人情報等の漏えいなどブライバイバイの問題等についても関心と認識を深めていくことが必要です。また、個人の権利侵害の問題、本人の適正な能力に基づかない不合理な基準による採用選考の問題など、一人ひとりの身近なところでさまざまな人権問題が生まれています。新たな起こりうる人権問題に対しては、それぞれの性質や状況に応じ、人権尊重の理念に照らして的確に対応することが重要です。

- 主な施策
- ・自殺対策の充実
 - ・ホームレス自立支援施設の推進
 - ・感染症に関する正しい知識の普及と理解の促進
 - ・犯罪被害者等への支援
 - ・ブライバイバイの保護とインターネットの適切な利用
 - ・公正な採用選考
 - ・難病患者への地域生活支援

公 告

「[人間性豊かなまち・名古屋]をめざして」を次のように宣言する。
平成10年5月1日

名古屋市長

「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして ～世界人権宣言採択50周年にのぞみ～

基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本理念であり、名古屋市においても、まちづくりの基本理念に人間性の尊重を掲げ、これまでも様々な施策を行ってきました。しかしながら、人権については未だ多くの議論がなされ、時代とともに新たな課題も生じています。

本年は、国連総会で世界人権宣言が採択されて50周年の節目にあたります。人権の世紀とも言うべき21世紀を間近にひかえ、一人ひとりの人権に対する意識をより一層高めることが求められています。

世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたっています。このことを改めて確認し、名古屋市基本構想に掲げる「人間性豊かなまち」をめざして、市民とともに、人権が尊重され差別や偏見がない地域社会の実現に、たゆむことなく努力をつづけていくことをここに宣言します。

名古屋市 市民経済局 人権施策推進室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL 052-972-2583 FAX 052-972-6453
e-mail: a2580@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

高齢者いきいき相談室Q&A

Q 高齢者いきいき相談室とはどんなところですか？

A 相談室は、身近な場所です。市内にお住いの高齢者の生活の中での困りごとに関する相談を受け付け、いきいき支援センターへつなぐための窓口として市内約 280 か所名古屋市の各支店に設置しています。また、相談内容に応じていきいき支援センターと連携して支援を行います。

Q 相談は電話でもできますか？

A 来所での相談の他、電話でも相談をお受けします。また、必要に応じて訪問による相談にも対応しています。なお、相談費用(訪問を含む)は無料です。

Q だれでも相談できますか？

A どなたでもご相談いただけます。相談においては、お一人おひとりの生活状況等をふまえて適切に相談支援・助言を行うために、必要に応じて対象となる方のお名前や相談いただいた方との関係等をお聞きする場合がありますが、匿名での相談も可能です。

Q 高齢者いきいき相談室にはどのような専門職がいますか？

A 高齢者いきいき相談室には、介護支援専門員の業務に関して十分な経験があり、介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する知識などを有している主任介護支援専門員がいます。また、高齢者いきいき相談室は名古屋市が実施する研修を受講し、資質向上に努めています。

第1で気軽に高齢者の相談室

高齢者

いきいき



相談室

健康・福祉・
介護など、
生活の中での
お困りごとは
ありませんか？

ご相談ください！

相談無料

認知症
どうすれば
いい？

介護予防
興味あるけど...

もしかして
消費者被害？
高齢者虐待？

介護保険
どう申請するの？



検索

地域包括 いきいき相談室一覧

名古屋市では、高齢者のみなさまの身近な相談窓口である「地域包括支援センター」を、「いきいき支援センター」という名称にて運営しています。

いきいき支援センターをご活用ください

「いきいき支援センター」は、高齢者のみなさまがいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職がチームとなって、健康・福祉・介護などさまざまな面から高齢者のみなさまを支える機関です。

いつまでも元気に！ 介護予防をすすめます

- 要支援・要介護状態になるおそれのある方への支援
- 要支援1・2と認定された方への支援



保健師等

高齢者のみなさまの 権利を守ります

- 高齢者虐待・権利擁護
消費者被害の相談



主任介護支援専門員

いきいき支援センターって どんなところ？



社会福祉士

さまざまな問題について 相談に応じます

- 健康・福祉・介護などの
総合的な相談
- 認知症に関する相談

「認知症高齢者を介護する ご家族」を支援します

- 家族教室・家族サロン
- 医師（もの忘れ相談医）の
専門相談
- 認知症サポーター養成講座の
開催

孤立しがちな方への見守り支援を行います

- 孤立しがちな方への個別支援
- 見守り電話

認知症の早期発見・早期対応へ向けた支援を行います

医療・介護の専門職と専門医とで構成された「認知症初期集中支援チーム」が、認知症が疑われる方、認知症の方とそのご家族への訪問等による支援を通じ、自立生活のサポートをします。

認知症の方が安心して暮らせる地域づくりを進めます

認知症地域支援推進員を中心として、地域資源の把握や「なごや認知症カフェ」の運営支援などを行い、認知症の方やそのご家族が暮らしやすい地域づくりを進めます。

■開設時間：月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前9時～午後5時 ■相談費用：無料

※お住まいの地域ごとに担当のいきいき支援センターが設置されていますので、担当のいきいき支援センターをご利用ください。（3～4ページ参照）

さまざまな問題について相談に応じます

健康・福祉・介護など、生活のなかでお困りのことやご心配なことがありましたら、担当のいきいき支援センターへご相談ください。

また、高齢者の方が、身近な場所で相談できるよう、委託を受けた居宅介護支援事業所が「高齢者いきいき相談室」を開設しています。いきいき支援センターと連携し、健康・福祉・介護等の相談に応じます。



いつまでも元気に！ 介護予防をすすめます

● 要支援・要介護状態になるおそれのある方には

「基本チェックリスト」により事業の対象者と判定された方は、介護予防・生活支援サービス事業の利用を通じて、介護予防と自立に向けた支援を行います。

● 要支援1・2と認定された方には

いきいき支援センター（または、いきいき支援センターから委託された居宅介護支援事業所）が、介護保険サービス等の利用についてご相談に応じます。

高齢者のみなさまの権利を守ります

● 高齢者虐待について

高齢者の方への虐待の防止や早期対応を図るため、「高齢者虐待相談センター（電話052-856-9001）」や区役所などの関係機関と連携し、ご相談に応じます。

● 権利擁護について

お金の管理や契約などに不安がある高齢者の方で、身近にご家族がいない場合など、「名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター（※）」や「成年後見あんしんセンター（電話052-856-3939）」と連携し、金銭管理・財産保全や成年後見制度の利用など、権利擁護についてのご相談に応じます。

※名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター

センター	電話番号	担当地域
北 部	052-919-7584	東区、北区、西区、守山区
南 部	052-678-3030	中村区、中区、熱田区、中川区、港区、
東 部	052-803-6100	千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区、天白区

● 消費者被害について

高齢者の方を対象にした悪質な訪問販売や住宅リフォームなどの被害が増加しています。契約の際にご心配がある場合や被害の恐れがある場合は、消費生活センター（電話052-222-9671）と連携し、ご相談に応じます。

「認知症高齢者を介護するご家族」を支援します

「認知症高齢者を介護するご家族」を支援するとともに、認知症高齢者の方やご家族が安心して暮らせるよう、地域住民が認知症を正しく理解し、見守りや声かけ、手助けができる地域を目指します。

● 家族教室、家族サロン（憩いの場）、医師（もの忘れ相談医）の専門相談、認知症サポーター養成講座

なごや認知症



～開設助成事業のごあんない～

認知症カフェとは？



認知症のご本人やご家族、それに加え地域住民、専門職等、地域の誰もが気軽に集い、楽しく過ごしながら仲間づくりや情報交換をする活動拠点のことです。

名古屋市では、カフェの開設にあたって必要な物品購入費を助成することで、より多くの地域に、認知症のご本人やご家族が不安なく気楽に集える場所を増やすお手伝いをさせていただきます。ぜひ、ご活用ください！

開設助成事業の概要

助 成 内 容		新たに認知症カフェを開設する(※)にあたって必要な物品購入経費。 <u>1か所につき 50,000円以内</u> ※申請日より6か月前までに開設したカフェ、または決定通知日より3か月以内に開設可能なカフェ
要件	活 動 内 容	認知症の方が、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、本人同士の仲間づくりや生きがい支援、介護する家族の負担軽減、認知症状の悪化予防、地域住民への啓発等を目的とし、誰もが自由に集まり、楽しく過ごす内容であること。
	実 施 主 体	地域住民団体やボランティア団体、NPO法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等、認知症カフェの活動に理解と熱意のある団体。
	対 象 者	名古屋市在住の認知症の方やそのご家族を中心に、地域住民や専門職など誰もが参加できるもの。
	実 施 回 数 実 施 期 間	月1回以上、名古屋市内の一定の場所で定期的に開催するもの。 3年間は継続実施が見込まれること。 ※1回あたりの開設時間は2時間以上
	人 員 配 置	医師・看護師等の医療関係者もしくは社会福祉士等の福祉関係者であり、認知症の相談業務に従事した経験のある者を1名配置すること。
その他		助成の件数には限りがあります。審査の結果、要件にそぐわない場合は、助成対象としない場合もございますのでご了承ください。

申し込み窓口

なごや認知症カフェを開設しようとする住所地を担当するいきいき支援センター（裏面参照）の窓口で申請書等、必要書類を提出してください。（7月15日から受付開始）

実施要領・申請書等は、各いきいき支援センター、名古屋市認知症相談支援センターの窓口に配架するほか、「NAGOYA かいごネット」でダウンロードできます。



○お問い合わせ○

名古屋市認知症相談支援センター（担当：鬼頭）

所在地：北区清水四丁目17番地1号総合社会福祉会館6階

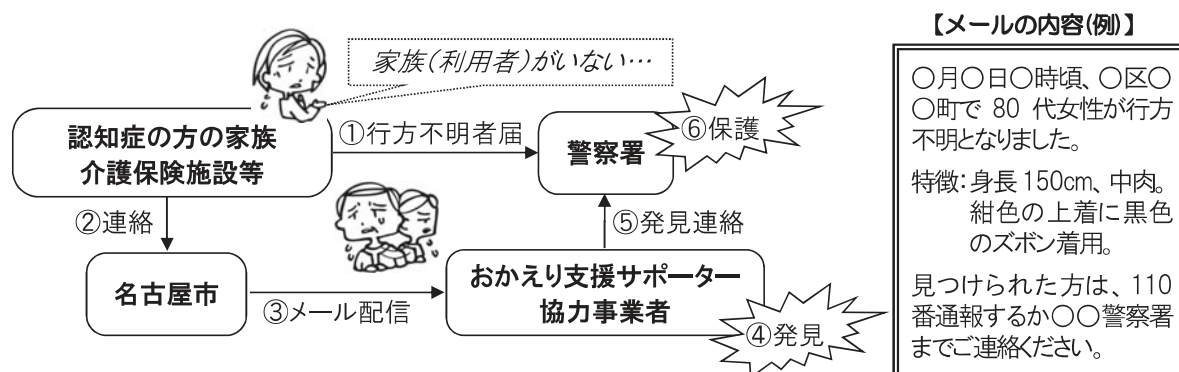
電話：919-6622 FAX：917-0702

「はいかい高齢者おかえり支援事業」ってなに？

はいかい高齢者おかえり支援事業は、認知症の方の徘徊による事故を防止するため、地域の皆さんの協力を得て、徘徊されている方を早期に発見する取り組みです。

徘徊のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、家族等からの依頼により、行方不明となった方の身体的特徴や服装等の情報を**おかえり支援サポーター**や**協力事業者**に対してメールで配信し、情報提供をお願いするものです。

※「おかえり支援サポーター」とは、この事業に協力いただく方々のことです。（市内にお住まいの方に限らず、市外にお住まいの方も「おかえり支援サポーター」になることができます。）



☆事業を利用するためには事前に登録が必要です☆

だれでも登録することができるの？

登録することができるのは、**名古屋市内に在住し、徘徊のおそれがある認知症の方(若年性認知症の方を含む。)**です。なお、市内の介護保険施設や認知症高齢者グループホーム等を利用されている方も登録することができますが、親族や成年後見人等の同意が必要となります。

登録するにはどうしたらいいの？

- ◆受付窓口◆登録希望者の居住地を担当する「いきいき支援センター」
※いきいき支援センターの所在地等の情報は裏面をご参照ください。
- ◆受付時間◆月～金曜日(祝休日・年末年始を除く。) 午前9時～午後5時
- ◆登録費用◆無料
- ◆登録方法◆登録希望者の親族・成年後見人等、または利用している施設の職員の方に、**登録届**を受付窓口までご持参いただきます。
※登録届は、いきいき支援センターで配布しているほか、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることもできます。
【名古屋市公式ウェブサイト <http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000038313.html>】

問合先: 名古屋市健康福祉局高齢福祉部 地域ケア推進課

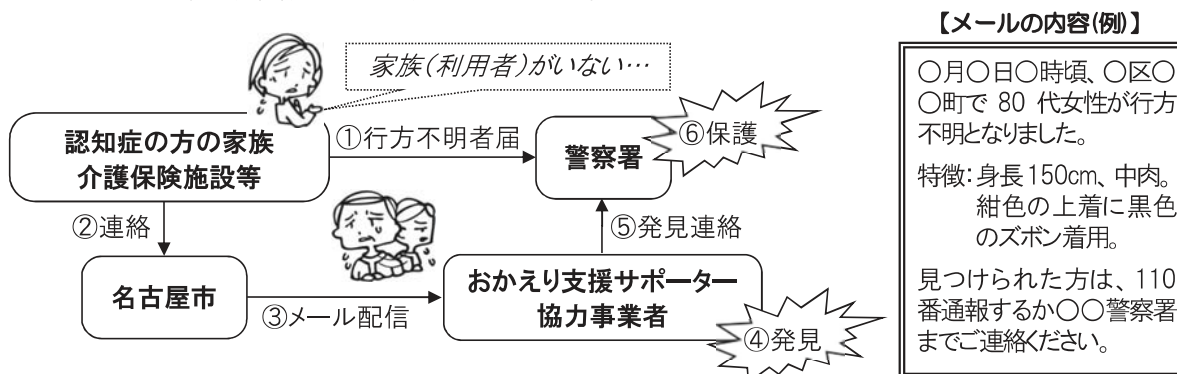
TEL: 972-2549 FAX: 955-3367 E-mail: a2280@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp



はいかい高齢者おかえり支援事業 おかえり支援サポーター・協力事業者募集

はいかい高齢者おかえり支援事業は、認知症の方の徘徊による事故を防止するため、地域の皆さんの協力を得て、徘徊されている方を早期に発見する取り組みです。

徘徊のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、家族等からの依頼により、行方不明となった方の身体的特徴や服装等の情報を**おかえり支援サポーター**や**協力事業者**に対してメールで配信し、情報提供をお願いするものです。



おかえり支援サポーターとは…

おかえり支援サポーターとは、この事業に協力いただく方々のことです。(市内にお住まいの方に限らず、市外にお住まいの方も「おかえり支援サポーター」になることができます。)

携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録いただき、検索協力依頼のメールを受けとった場合に、可能な範囲で検索のための情報提供にご協力いただけます。

◆登録費用◆無料(ただし、メール送受信や登録用ホームページへのアクセスに要する通信費等は登録者負担)

◆登録方法◆**下記のコードを読み取り、アクセスしたページから空メールを送信するか、下記のメールアドレスに空メールを送信してください。**(詳しい登録方法は、裏面をご覧ください。)

【コード】



【メールアドレス】 okaeri@sg-m.jp

※登録時に情報をほしい地域(区)を選択することができます。

※夜間のメール配信の希望を選択することができます。

※検索協力依頼以外にも、定期的に認知症に関するイベント等の情報をメールで配信します(配信の希望を選択できます)。

協力事業者も募集しています！

事業者(団体)としてこの事業に協力いただく協力事業者も募集しています。協力事業者と認定された場合には、市から認定証を交付します。登録を希望される場合には**下記問合先**にメールにてご連絡ください。(メールの件名は「**協力事業者登録**」とし、本文に①団体名、②担当者名、③連絡先を必ずご記入ください。)

問合先:名古屋市健康福祉局高齢福祉部 地域ケア推進課

TEL:972-2549

FAX:955-3367

E-mail:a2280@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp



名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター南部事務所



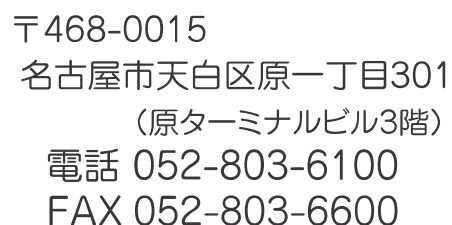
地下鉄名港線「日比野」駅下車
③番出口より徒歩10分。

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター北部事務所



地下鉄名城線「黒川」駅下車
①番出口より徒歩5分。

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター東部事務所



地下鉄鶴舞線「原」駅下車
②番出口すぐ。

-236-

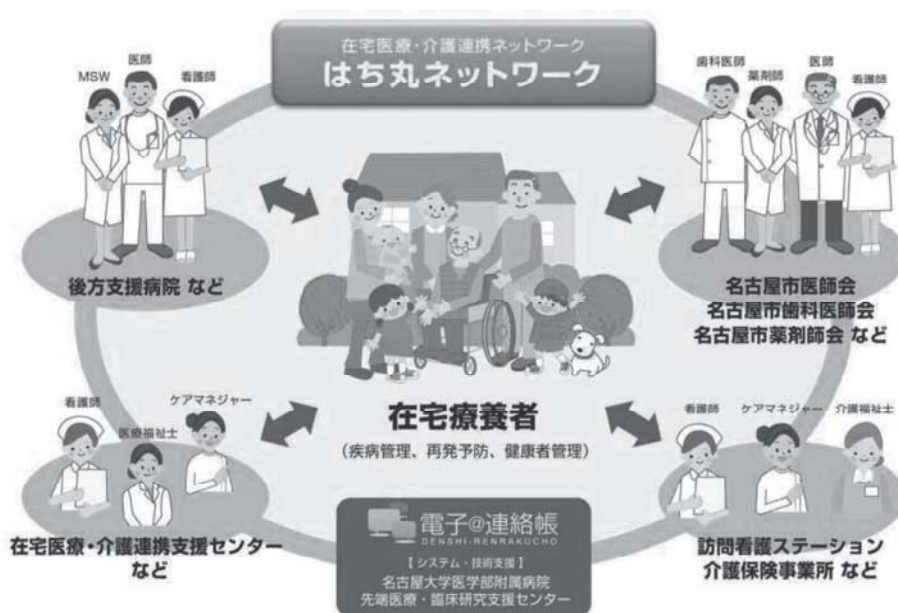
市内介護サービス事業所の皆様

在宅医療・介護連携のための情報共有ツール 「はち丸ネットワーク」をご利用ください

高齢者が在宅で療養生活を送るためには、複数の提供主体による医療・介護サービスが必要であり、職種間の情報共有が重要となります。

名古屋市では、名古屋市医師会への委託により、ICT（情報通信技術）を活用してウェブ上で情報共有ができるシステム「はち丸ネットワーク」を構築しております。

お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレットを使って、日々の記録や連絡事項などを安全かつ効率的に共有することができ、一部レセプト請求ソフトとは連動が実現しております。是非ご利用ください。



お問い合わせ先 (各区在宅医療・介護連携支援センター)

受付：月～金曜（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

○千種区(ちくさ病院5階)
千種区内山2-16-16
電話 732-0874 FAX 732-0875

○東区(名古屋市医師会館5階)
東区葵1-4-38
電話 933-0874 FAX 937-8741

○北区(ボルト大曾根1階)
北区大曾根3-4-14
電話 982-0874 FAX 982-0875

○西区(名鉄病院1号館4階)
西区栄生2-26-11
電話 561-0874 FAX 561-0875

○中村区(鵜飼リハビリテーション病院1階)
中村区太閤通4-1
電話 481-0874 FAX 481-0876

○中区(名城病院1階)
中区三の丸1-3-1
電話 201-0874 FAX 201-0877

○昭和区(かわな病院より北西へ徒歩5分)
昭和区川原通7-5-1 アンシャンテ川原1階
電話 763-0874 FAX 763-0875

○瑞穂区(名古屋市立大学病院地下1階)
瑞穂区瑞穂町川澄1
電話 852-0874 FAX 852-0875

○熱田区(熱田リハビリテーション病院より西へ徒歩2分)
熱田区六番1-2-15 デイサービスセンターろくばん3階
電話 683-0874 FAX 683-0881

○中川区(休日急病診療所2階)
中川区高畑1-222
電話 354-0874 FAX 354-0875

○港区(名古屋市医師会看護専門学校1階)
港区千鳥1-13-22
電話 652-0874 FAX 652-0878

○南区(笠寺病院1階)
南区松池町3-19
電話 823-0874 FAX 823-0876

○守山区(休日急病診療所1階)
守山区小幡1-3-2
電話 795-0874 FAX 795-0881

○緑区(名古屋市立緑市民病院3階)
緑区潮見が丘1-77
電話 896-0874 FAX 896-0876

○名東区(メイトウホスビル1階)
名東区上社3-1911
電話 702-0874 FAX 702-0876

○天白区(並木病院1階)
天白区荒池2-1101
電話 800-0874 FAX 800-0875

◎一般社団法人名古屋市医師会 在宅医療・介護連携室
東区葵1-4-38 電話 937-7801(代表)

ポータルサイト：<http://p-nagoya.nu-camcr.org/cms/>

健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課 担当：地域支援係 電話：052-972-2549

～あなたもまちもいきいき！～

ふれあいいきいきサロン 整備助成金

「ふれあい・いきいきサロン」とは？

- ①地域住民のみなさまが（高齢者や障がい者、子育て中の親子、地域住民どなたでも）
- ②身近な場所に集まって（コミュニティセンター、集会所、福祉施設などスペースがあればどこでも）
- ③気軽に楽しくふれあいを深め交流する活動です。（みんなで内容を決めて運営していく）

地域の「お茶の間」「たまり場」とも言われています。



名古屋市・区社会福祉協議会では、高齢者や障がい者、子育て中の親子、地域住民どなたでも集まることができるサロンの開設、運営費用の一部を助成する事業を実施しています。

	開 設 助 成 金	運 営 助 成 金※②、③については、高齢者のみ	
内 容	サロン開設に際し、必要な物品購入経費に対する助成	サロン運営の実績に対する助成	
参 加 対 象	名古屋市内在住の高齢者、障がい者、子育て中の親子等、地域住民の誰でも参加対象とすること		
実 施 場 所	コミュニティセンター、集会所、社務所、福祉施設など地域の身近な場所		
実 施 回 数	月 1 回以上、定期的に	月 2 回以上、定期的に	月 4 回以上、定期的に
助 成 額	50,000 円	① 月 2,000 円 (小規模) ② 月 6,000 円 (中規模) ③ 月 10,000 円 (大規模)	① 月 4,000 円 (小規模) ② 月 12,000 円 (中規模) ③ 月 20,000 円 (大規模)
参 加 人 数	5 人以上	① 5人以上 (小規模) ② 15 人以上 (中規模) ③ 25人以上 (大規模)	
申 請 の 条 件	地域団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉施設、企業等、多様な活動主体が営利を目的とせず実施する場合		
申 請 時 期	随時受付 (区社協)	半期ごとに受付 (区社協)	
そ の 他	助成の件数には限りがあります。なお、領収書 (開設費用申請時)、参加者名簿 (運営費用申請時) 等、添付書類が必要になります。		

※詳しい申請方法・助成内容については、必ず各区の社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。



社会福祉協議会一覧

区社協名	住 所	電話番号 (FAX 番号)
名古屋市社会福祉協議会	〒462-8558 北区清水4-17-1 総合社会福祉会館5階	911-3193 (913-8553)
千種区社会福祉協議会	〒464-0825 千種区西崎町2-4-1	763-1531 (763-1547)
東区社会福祉協議会	〒461-0001 東区泉2-28-5	932-8204 (932-9311)
北区社会福祉協議会	〒462-0844 北区清水4-17-1 区総合庁舎 1 階	915-7435 (915-2640)
西区社会福祉協議会	〒451-8508 西区花の木2-18-1 区役所等複合施設5階	532-9076 (532-9082)
中村区社会福祉協議会	〒453-0024 中村区名楽町4-7-18 複合施設1階	486-2131 (483-3410)
中区社会福祉協議会	〒460-0013 中区上前津2-12-23	331-9951 (331-9953)
昭和区社会福祉協議会	〒466-0051 昭和区御器所3-18-1	884-5511 (883-2231)
瑞穂区社会福祉協議会	〒467-0016 瑞穂区佐渡町3-18	841-4063 (841-4080)
熱田区社会福祉協議会	〒456-0031 熱田区神宮3-1-15 区役所等複合施設6階	671-2875 (671-4019)
中川区社会福祉協議会	〒454-0875 中川区小城町1-1-20	352-8257 (352-3825)
港区社会福祉協議会	〒455-0014 港区港楽2-6-32	651-0305 (661-2940)
南区社会福祉協議会	〒457-0058 南区前浜通3-10 区役所庁舎4階	823-2035 (823-2688)
守山区社会福祉協議会	〒463-0048 守山区小幡南1-24-10 アクロス小幡2・3階	758-2011 (758-2015)
緑区社会福祉協議会	〒458-0045 緑区鹿山2-1-5	891-7638 (891-7640)
名東区社会福祉協議会	〒465-0025 名東区上社1-802 上社ターミナルビル2階	726-8664 (726-8776)
天白区社会福祉協議会	〒468-0015 天白区原 1-301 原ターミナルビル3階	809-5550 (809-5551)

サロンに関することで分からないこと、お困りのことがありましたら是非、お近くの社会福祉協議会(社協)へご相談ください。

お問合せ先は、上記一覧にある最寄りの社協へご連絡ください。



この助成事業は、「名古屋市高齢者サロンの整備等生活支援推進事業」及び「名古屋市社会福祉協議会ふれあいいきいきサロン推進事業(名古屋市福祉基金)」に基づき実施しています。

介護保険事業所に対する指定指導事務の委託について

名古屋市は、介護保険サービス事業所による指定申請・指定更新申請及び変更届受付等事務並びに指導事務の一部を、平成29年度より下記へ業務委託しています。

【委託先】

- ・名古屋市介護事業者指定指導センター（一般社団法人 福祉評価推進事業団）
- ・住所：名古屋丸の内ビル7階（名古屋市中区丸の内3-5-10）
- ・TEL：052-950-2233（代表番号兼実地指導グループ）
052-950-2232（指定グループ）
- ・FAX：052-971-0577（指定グループ・実地指導グループ共通）



※市営地下鉄名城線

市役所駅3番出口より徒歩5分

※市営地下鉄名城線/桜通線

久屋大通駅2A出口より徒歩5分

※駐車場の用意はございません。

近くのコインパーキングに駐車いただくか、公共交通機関での来訪をお願いします。

指定指導センター来訪のために市役所の駐車場の利用はできません。

【委託内容】

1 指導事務

平成29年8月より、訪問介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所に対する実地指導の一部を委託しています（予防専門型、生活支援型、ミニデイ型、運動型も含む。）。

また、併せて、上記サービスを運営する事業所からの、上記サービスに係る指定基準や報酬算定に係る質問等の対応を委託しています。

<上記サービスを運営する事業所からの質問等対応窓口>

名古屋市介護事業者指定指導センター

TEL：052-950-2232 FAX：052-971-0577

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-5-10 名古屋丸の内ビル7階

月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時30分まで

（祝休日、12月29日から翌年1月3日までは除く）

2 指定申請等受付事務

平成 29 年 9 月から次のとおり指定申請等の相談・受付窓口を変更しています。

(1) 指定内容の変更及び加算届にかかる相談・受付窓口

すべてのサービスについて、次の部署で相談・受付を行います。

名古屋市介護事業者指定指導センター

TEL：052-950-2232 FAX：052-971-0577

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-5-10 名古屋丸の内ビル 7 階

月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

(祝休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは除く)

(2) 指定申請、指定更新申請及び廃止・休止・再開の届出にかかる相談・受付窓口

訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、 通所介護、地域密着型通所介護、 (介護予防)訪問看護、 (介護予防)訪問リハビリテーション、 (介護予防)通所リハビリテーション(みなし指定)、 (介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、 (介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、 (介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、 予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス、 予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス、 運動型通所サービス	名古屋市介護事業者指定指導センター TEL:052-950-2232 FAX:052-971-0577 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-5-10 名古屋丸の内ビル 7 階 月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで(祝休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは除く)
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護療養型医療施設、介護医療院、 (介護予防)特定施設入居者生活介護、 (介護予防)認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	名古屋市役所介護保険課施設指定係 (本庁舎 2 階) TEL:052-972-2539 FAX:052-972-4147 ＜従前とおり＞
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、 (介護予防)認知症対応型通所介護、 (介護予防)小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護	名古屋市役所介護保険課居宅指定係 (本庁舎 2 階) TEL:052-972-3487 FAX:052-972-4147 ＜従前とおり＞

※介護保険事業以外の事業等と併設の場合のご相談は、名古屋市職員も同席することがございます。

電話・資料送付のお間違えが多発しています。事業者の皆様にはお手数をおかけして申し訳ありませんが、問い合わせ窓口をご確認いただき、お間違えのないようにお願いします。
ます。市へ問い合わせが必要な内容については、次ページをご確認ください。

平成30年度 名古屋市役所介護保険課 連絡先一覧

施設指定係 ☎ 972-2539

- 次の介護サービスの事業者指定、更新等
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、
特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、
地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
短期入所生活介護、短期入所療養介護
- 高齢者福祉施設の設置、認可
- サービス付き高齢者向け住宅の運営

居宅指定係 ☎ 972-3487

- 次の介護サービスの事業者指定、更新等
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 (※)
 - 名古屋市特別給付（生活援助型配食サービス）の事業者指定、変更等の手続き
- ※ ミニデイ、運動型のサービス内容等については、地域ケア推進課地域支援係 ☎ 972-2540

指導係 ☎ 972-2592（施設）、3087（居宅・有料）、2594（給付）

- 介護サービス事業者等の指導
- 有料老人ホームの届出受理・指導
- 事故報告書
- 介護保険の保険給付等（総合事業を含む）
- 特定福祉用具販売、住宅改修、名古屋市特別給付の事業者に対する検査、指導助言
- 介護サービス情報公表 ☎ 972-4628

認定係（名古屋市介護認定事務センター内） ☎ 750-7881

- 要介護・要支援認定

保険料係 ☎ 972-2593

- 介護保険の被保険者資格
- 介護保険料の賦課、収納

推進係 ☎ 972-2591

- 介護保険に係る予算決算、介護保険制度の普及
- 介護保険事業計画
- 名古屋市立老人ホーム

名古屋市役所 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課

【所在地】〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 本庁舎2階

【FAX番号（各係共通）】972-4147

【申請・相談等の窓口受付時間】9:00～17:00（開庁時間 8:45～17:30）

※申請・相談等で来庁される場合は、必ず事前連絡をお願いします。

指定指導事務の一部を名古屋市介護事業者指定指導センターに委託しています。詳細は前ページをご覧ください。

MEMO

名古屋市第1号訪問事業における「訪問サービス」の3類型（平成30年6月時点）

※詳細は「総合事業の実施に関する要綱」各サービスの「人員等基準要領」をご確認ください。

予防型訪問サービス (従来のサービスと同じ)		生活支援型訪問サービス（一体型） ※同一の事業所で訪問介護や予防型訪問サービスと生活支援型サービスを一体的に運営		生活支援型訪問サービス（単独型）		地域支援あい型																									
事業主体	法人	法人	法人	法人	法人	各学区の地域福祉推進協議会																									
サービス対象者	原則、要支援者 (チェックリストによる事業対象者も可)	要支援者 (チェックリストによる事業対象者)	要支援者 (チェックリストによる事業対象者)	要支援者 (チェックリストによる事業対象者)	要支援者 (チェックリストによる事業対象者) (その他支援が必要な一部高齢者)	要支援者 (チェックリストによる事業対象者) (その他支援が必要な一部高齢者)																									
必要なケアプラン	ケアプランAを適用	ケアプランAを適用	ケアプランAを適用	ケアプランBを適用	ケアプランBを適用	ケアプランCを適用																									
提供するサービス	身体介護(入浴介助等) 生活援助(掃除・洗濯・家事等)	生活援助(掃除・洗濯・家事等) ・概ね1時間程度				日常のごみ出し、買い物支援、電球の交換等の らよつとした限りにとて対応																									
サービス提供の頻度	ケアプランに基づき決定	ケアプランに基づき決定				利用者の希望や生活環境等に応じて柔軟に設定																									
事業所の指定／委託	事業者指定	事業者指定	事業者指定	事業者指定	事業者指定	市社協に委託																									
人員基準等	※1 管理上支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。 【例】要介護者40人 要支援者80人(現行と同様のサービスを利用) → サービス提供責任者3人以上 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 ・共生型による指定事業所は別基準により実施	<table><tr><th>管理職</th><th>必要な資格</th><th>配置要件</th></tr><tr><td>サービス提供責任者</td><td>介護福祉士等</td><td>常勤1名以上 ※1</td></tr><tr><td>訪問介護員</td><td>介護福祉士 初任者研修修了者等</td><td>常勤40人(人口)以上 ※2</td></tr><tr><td>訪問介護員</td><td>介護福祉士 初任者研修修了者等</td><td>常勤換算2.5人以上</td></tr></table>	管理職	必要な資格	配置要件	サービス提供責任者	介護福祉士等	常勤1名以上 ※1	訪問介護員	介護福祉士 初任者研修修了者等	常勤40人(人口)以上 ※2	訪問介護員	介護福祉士 初任者研修修了者等	常勤換算2.5人以上	左記の「予防専門型訪問サービス」の人員に加えて、「生活支援型訪問サービス」の利用者数に応じて必要数 ・名古屋市高齢者日常生活支援研修の研修修了者等の一定の研修受講者は、「生活支援型訪問サービス」利用者のみケアが可能	<table><tr><th>管理職</th><th>必要な資格</th><th>配置要件</th></tr><tr><td>介護福祉士</td><td>介護福祉士 初任者研修修了者 一定の研修受講者 ※2</td><td>専任1名以上 ※1</td></tr><tr><td>訪問事業責任者</td><td>同上</td><td>必要数</td></tr><tr><td>研修事業責任者</td><td>同上</td><td>必要数</td></tr></table>	管理職	必要な資格	配置要件	介護福祉士	介護福祉士 初任者研修修了者 一定の研修受講者 ※2	専任1名以上 ※1	訪問事業責任者	同上	必要数	研修事業責任者	同上	必要数	・ボランティアコーディネーター 1人以上 ・一定の講習を受訓したボランティア 必要数		
管理職	必要な資格	配置要件																													
サービス提供責任者	介護福祉士等	常勤1名以上 ※1																													
訪問介護員	介護福祉士 初任者研修修了者等	常勤40人(人口)以上 ※2																													
訪問介護員	介護福祉士 初任者研修修了者等	常勤換算2.5人以上																													
管理職	必要な資格	配置要件																													
介護福祉士	介護福祉士 初任者研修修了者 一定の研修受講者 ※2	専任1名以上 ※1																													
訪問事業責任者	同上	必要数																													
研修事業責任者	同上	必要数																													
従事者の雇用形態	賃金労働者	賃金労働者	賃金労働者	賃金労働者	賃金労働者	無償ボランティア ただし、1回あたり100円相当のポイントを付与																									
基本報酬額	<table><tr><th>週1回</th><th>週2回</th><th>週2回超</th></tr><tr><td>月 1,168単位</td><td>月 2,335単位</td><td>月 3,704単位(要支援2のみ)</td></tr></table> ・介護予防訪問介護と同額の報酬 ・加算体系も介護予防訪問介護と同じ	週1回	週2回	週2回超	月 1,168単位	月 2,335単位	月 3,704単位(要支援2のみ)	<table><tr><th>週1回</th><th>週2回</th><th>週2回超</th></tr><tr><td>月 940単位</td><td>月 1,880単位</td><td>月 2,820単位(要支援2のみ)</td></tr></table> ・自己評価・ユーザー評価参加加算(20単位/月) ※介護保険の処遇改善加算相当分も加味	週1回	週2回	週2回超	月 940単位	月 1,880単位	月 2,820単位(要支援2のみ)				・団体年10万円程度の補助金を交付 ・ボランティアコーディネーターへの謝金 一半日程度：1,000円(月24,000円を上限)													
週1回	週2回	週2回超																													
月 1,168単位	月 2,335単位	月 3,704単位(要支援2のみ)																													
週1回	週2回	週2回超																													
月 940単位	月 1,880単位	月 2,820単位(要支援2のみ)																													
利用者負担	1割～3割の負担(3割は平成30年8月より)	1割～3割の負担(3割は平成30年8月より)	1割～3割の負担(3割は平成30年8月より)	1割～3割の負担(3割は平成30年8月より)	1割～3割の負担(3割は平成30年8月より)	年300円程度の手帳発行手数料等を負担																									
請求の方法 (利用者負担分を除く)	国保連経由	国保連経由	国保連経由	国保連経由	国保連経由	事業者が直接支払い (社協に事務を委託)																									
限度額管理の有無	限度額管理あり	限度額管理あり	限度額管理あり	限度額管理あり	限度額管理あり	限度額管理なし																									
事業の担い手等(想定)	介護予防訪問介護事業所が移行する	(要支援2：10、473単位 要支援1及び事業対象者：5、003単位)	(要支援2：10、473単位 要支援1及び事業対象者：5、003単位)	(要支援2：10、473単位 要支援1及び事業対象者：5、003単位)	(要支援2：10、473単位 要支援1及び事業対象者：5、003単位)	平成28年度末時点 16区73学区																									
人材の確保	福祉人材助成事業、キャリアアップ研修等に加えて、 更なる取り組みを検討	福祉人材助成事業、キャリアアップ研修等に加えて、 更なる取り組みを検討	福祉人材助成事業、キャリアアップ研修等に加えて、 更なる取り組みを検討	福祉人材助成事業、キャリアアップ研修等に加えて、 更なる取り組みを検討	福祉人材助成事業、キャリアアップ研修等に加えて、 更なる取り組みを検討	元高齢者や主婦等を対象とした担い手の養成研修 を実施																									

